

さいたま市地域公共交通協議会傍聴要領

さいたま市地域公共交通協議会

1 傍聴定員

傍聴定員は、10名です。

ただし、さいたま市地域公共交通協議会運営規程第4条に該当するためさいたま市地域公共交通協議会が非公開と決定した議案の審議等については、傍聴できませんので、あらかじめ御承知おきください。

2 傍聴の手続き

- (1) 傍聴を希望される方は、指定の時間までに、傍聴受付へお越してください。その時点で定員を超える希望者がある場合は、そこで受付を終了し、くじ方式により抽選を行います。なお、希望者が定員に満たない場合は、そこで受付を延長しません（先着順）。
- (2) 傍聴される方は、受付名簿に住所及び氏名を御記入ください。
- (3) 傍聴される方は、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (4) 傍聴される方には、傍聴券及び会議の資料をお配りしますが、傍聴券は、会議終了後には、係員に御返却くださるようお願いいたします。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、協議会を傍聴するにあたって、会長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が4の規定に違反した場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

4 傍聴される方が守るべき事項

- (1) 傍聴手続き後は、傍聴券及び会議資料の譲渡は御遠慮願います。
- (2) 協議会開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (3) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないでください。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないでください。
- (5) 会場において、会長の許可なく写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (6) 会場内で携帯電話等の通信情報機器を使用しないでください。
- (7) その他会場の秩序を乱し、協議会の支障となる行為をしないでください。